

## 投票用紙の交付誤り及び二重交付について

### 概要説明

令和8年2月8日(日)に執行されました第51回衆議院議員総選挙、第27回最高裁判所裁判官国民審査(以下「国民審査」という。)及び大阪府知事選挙において、有権者に投票用紙の交付誤り及び二重交付の事案が発生いたしました。

このような重大な事態が発生させましたことを深く反省するとともに、市民の皆さまや関係者の皆さまの信頼を損ない、多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後、このようなことがないよう、事務の見直しなどを通じ、再発防止に努めてまいります。

### 1. 事案概要及び経過

#### (1) 比例代表選出議員選挙(以下「比例代表」という。)及び国民審査の投票用紙の交付漏れについて

令和8年2月8日(日)、第13投票所(岡山自治会東別館)において、各選挙の投票用紙の交付枚数と投票者数の数を確認したところ、比例代表及び国民審査の投票用紙の交付数が小選挙区選挙の投票用紙の交付数と一致しなかったため、交付誤りの可能性があることを把握するに至りました。

投票所を閉鎖後、比例代表及び国民審査の投票用紙の交付枚数が大阪府知事選挙及び小選挙区選挙の交付枚数よりも2枚少ないことが確認でき、有権者2名に対して比例代表及び国民審査の投票用紙の交付誤りと判断しました。

#### (2) 国民審査の投票用紙の二重交付について

比例代表選挙及び国民審査の投票用紙については、同時に交付するルールになっており、上記(1)同様、第13投票所の事務従事者が選挙ごとの投票用紙の交付枚数と投票者数が一致しているかを確認した際、国民審査の投票用紙の交付枚数が同時に交付する比例代表選挙の投票用紙の交付数と一致しないことを把握しました。

投票所閉鎖後、国民審査の交付枚数が1枚多く交付されており、二重交付となることと判断しました。

### 2. 原因

- 今回の選挙については、大阪府知事選挙、小選挙区選挙、比例代表選挙及び国民審査の4つの投票があり、投票所内における誘導が不十分であったこと。
- 第13投票所は選挙人の数も多く、投票所は常時混雑する状況であり、交付機への誘導が十分にできなかったこと。

### 3. 再発防止策について

今回のミスは、投票所内の混雑が要因の一つと考えられることから、特に混雑する投票所においては、別に投票所内を誘導する人員を配置することで投票所の混乱を未然に防ぎます。また、投票用紙の交付枚数と投票者数が一致しているかを頻繁に確認する等の基本的事項の順守を徹底するとともに、投票管理者

や投票立会人による投票所全体の確認により、円滑な選挙事務の遂行を図ってまいります。

これらに加え、投票所のレイアウト及び選挙人の動線を改めて確認し、投票管理者や投票立会人が、選挙人及び投票箱により近い位置で投票所内の確認を適切に行うこと、また、投票用紙を受け取らない事象を防ぐための方策などの改善を図ってまいります。

#### 4 選挙管理委員会委員長コメント

事故が起こったことは誠に遺憾であり、今後、このような誤りを繰り返さないよう、事務処理の確認を徹底し、正確な選挙事務の執行に努めてまいります。

#### 問い合わせ

電話 072-877-2121 〈代〉  
選挙管理委員会事務局 担当：櫻井（内線 240）  
※17時15分以降は、自動音声がかかりますが、そのままお待ちいただくとつながります。